

平成28年4月1日から

傷病手当金・出産手当金の 算定方法が変わりました

平成28年4月からの医療保険制度の改正により、傷病手当金・出産手当金の算定方法が変わりました。

これまで傷病手当金または出産手当金を支給する際は、休んだ日の標準報酬日額（標準報酬月額×30分の1相当額）の3分の2に相当する額を算定の基準としていましたが、平成28年4月1日からは、被保険者期間により次のように算定方法が変わりました。

平成28年3月31日まで 改正前

1日当たりの金額は、休んだ日の標準報酬月額÷30の3分の2

平成28年4月1日から 改正後

●被保険者期間が1年以上の場合

支給開始月を含む直近の継続した12カ月の各月の標準報酬月額を平均した額÷30の3分の2

●被保険者期間が1年未満の場合

次の①か②のいずれか少ない額の3分の2

① 被保険者の直近の継続した12カ月の各月の標準報酬月額を平均した額÷30

② 加入している健保組合の標準報酬月額を平均した額(*)÷30

*直近の継続した12カ月とは当健保組合のみでの加入期間をいいます。

*当健保組合の標準報酬月額を平均した額は36万円です。



例 申請期間が平成28年3月21日～4月20日の計算方法



傷病手当金等は日単位での支給のため、3月21日～3月31日分は改正前の算定方法、4月1日～4月20日分は改正後の算定方法により計算されます。

平成28年3月31日までの給付日額

標準報酬月額[26万円] ÷ 30 = 8,670円(10円未満四捨五入)の3分の2 = 5,780円(1円未満四捨五入)

平成28年4月1日からの給付日額

標準報酬月額を平均した額[(24万円×5 + 26万円×7) ÷ 12] ÷ 30 = 8,390円(10円未満四捨五入)の3分の2 = 5,593円(1円未満四捨五入)

Attention

出産手当金と傷病手当金の調整（法第103条）

平成28年3月までは、出産手当金を支給する場合、その期間については傷病手当金を支給しないことになっていましたが、平成28年4月からは、出産手当金の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給することになりました。